

大和市規則第36号

大和市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び大和市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年大和市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(事前協議)

第3条 条例第4条第2項に規定する墓地等経営計画協議書（以下「協議書」という。）は、第1号様式とする。

2 条例第4条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 標識の設置予定年月日
- (2) 説明会の開催予定年月日
- (3) 条例第8条に規定する墓地等経営許可申請書を提出する予定の日（以下「申請予定日」という。）
- (4) 工事着手予定年月日
- (5) 工事完了予定年月日
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 条例第4条第3項第8号に規定する規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地 協議書を提出しようとする日の属する年度から10年間
- (2) 納骨堂及び火葬場 協議書を提出しようとする日の属する年度から5年間

4 条例第4条第3項第9号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第11条第2号ただし書の規定に該当して、墓地を利用する者に便益を供するための施設の一部を当該墓地に近接した場所に設ける場合は、当該施設の設計図及び付近の見取図
- (2) その他市長が必要と認める書類

(経営計画の周知)

第4条 条例第5条第1号に規定する標識は、第2号様式とする。

2 条例第5条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開催日時

- (2) 開催場所
- (3) 経営許可を受けようとする者の氏名及び役職名
- (4) 近隣住民等の出席者数
- (5) 近隣住民等の意見
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 条例第5条第2号に規定する報告は、説明会開催状況報告書により行うものとする。

(経営許可の申請)

第5条 条例第8条第1項に規定する墓地等経営許可申請書は、第4号様式とする。

2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事着手予定年月日
- (2) 工事完了予定年月日
- (3) 墓地等の管理者の住所及び氏名
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 条例第8条第2項第4号に規定する報告書は、近隣住民等との協議報告書とする。

4 条例第8条第2項第5号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地等の設置場所が抵当権の設定等がなされていない土地であって、墓地等の経営の許可を受けようとする者が、墓地等の経営の許可の日から所有権を取得する予定のものである場合 所有権の移転が行われることを証する書類
- (2) 墓地等の設置場所が、当該墓地等の経営の許可を受けようとする者の所有する土地であって、当該土地に設定されている抵当権の登記が、墓地等の経営の許可の日から抹消される予定のものである場合 抵当権の登記が抹消されることを証する書類
- (3) 条例第10条第1号ただし書の規定に該当する場合であって、墓地等の設置場所の土地の所有者が、当該墓地等の経営の許可の日から墓地等の経営の許可を受けようとする者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定する予定のものである場合 当該地上権を設定することを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(申請に対する許可通知等)

第6条 条例第9条第1項に規定する墓地等経営許可通知書は第6号様式とし、条例第15条第1項に規定する墓地等変更許可申請書は第7号様式とし、墓地等廃止許可申請書は第8号様式とし、条例第15条第3項に規定する墓地等変更許可書は第9号様式とし、墓地等廃止許可書は第10号様式とする。

2 条例第15条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事着手予定年月日
- (2) 工事完了予定年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第15条第2項第9号に規定する規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地 墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から10年間
- (2) 納骨堂及び火葬場 墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から5年間

4 条例第15条第2項第12号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされていない土地であつて、墓地等の変更の許可を受けようとする者が、当該墓地等の変更の許可の日から所有権を取得するものである場合 当該所有権の移転が行われることを証する書類
- (2) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、当該墓地等の変更の許可を受けようとする者の所有する土地であつて、当該土地に設定されている抵当権の登記が、当該墓地等の変更の許可の日から抹消される予定のものである場合 当該抵当権の登記が抹消されることを証する書類
- (3) 条例第10条第1号ただし書の規定に該当する場合であつて、墓地等の変更に係る墓地等の設置場所の土地の所有者が、当該墓地等の変更の許可の日から墓地等の変更の許可を受けようとする者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定する予定のものである場合 当該地上権を設定することを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(申請事項変更届)

第7条 条例第17条第1項に規定する墓地等申請事項変更届は、第11号様式とする。

2 条例第17条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 変更しようとする理由
- (2) 変更予定年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第17条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第11条第2号及び第13条第2号に規定する管理施設の設置場所
- (2) 墓地等の管理者の住所又は氏名
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 条例第17条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の申請事項の変更を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 墓地等の申請事項の変更に当たり、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第5第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- (3) 墓地等の構造設備の変更にあつては、施設の設計図
- (4) 墓地等の経営者の名称又は主たる事務所の所在地の変更にあつては、宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類
(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第8条 条例第18条に規定する届出は、墓地（火葬場）新設（変更・廃止）届により行い、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類（許可があつたものとみなされる者が地方公共団体である場合にあつては、第1号オからキまでに掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

(1) 墓地又は火葬場の新設の許可があつたものとみなされた場合

- ア 墓地又は火葬場の土地の登記事項証明書
- イ 墓地又は火葬場の設計図
- ウ 墓地又は火葬場の付近の見取図
- エ 墓地又は火葬場の土地及び隣接地の公図の写し
- オ 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- カ 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
- キ 第2条第3項に規定する期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- ク 墓地又は火葬場の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 墓地又は火葬場の変更の許可があつたものとみなされた場合

- ア 前号ア及びウからキまでに掲げる書類
- イ 変更に係る墓地又は火葬場の設計図
- ウ 墓地又は火葬場の変更に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(3) 墓地又は火葬場の廃止の許可があつたものとみなされた場合

ア 第1号ア及びウからオまでに掲げる書類

イ 墓地又は火葬場の廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し

ウ 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類

エ その他市長が必要と認める書類

(工事完了の届出等)

第9条 条例第19条第1項に規定する墓地等工事完了届は、第13号様式とする。

2 条例第19条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 墓地等の使用開始予定年月日

(2) その他市長が定める事項

3 条例第19条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事完了後の墓地等の土地及び建物の登記事項証明書

(2) 工事完了後の墓地等の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

4 条例第19条第3項に規定する工事完了検査済証は、第14号様式とする。

(許可の審査基準)

第10条 法第10条に規定する墓地等の経営等の許可に係る審査基準は、市長が定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	墓地等経営計画協議書	第3条

第2号様式	標識	第4条
第3号様式	説明会開催状況報告書	第4条
第4号様式	墓地等経営許可申請書	第5条
第5号様式	近隣住民等との協議報告書	第5条
第6号様式	墓地等経営許可通知書	第6条
第7号様式	墓地等変更許可申請書	第6条
第8号様式	墓地等廃止許可申請書	第6条
第9号様式	墓地等変更許可書	第6条
第10号様式	墓地等廃止許可書	第6条
第11号様式	墓地等申請事項変更届	第7条
第12号様式	墓地（火葬場）新設（変更・廃止）届	第8条
第13号様式	墓地等工事完了届	第9条
第14号様式	工事完了検査済証	第9条